

■未処分利益剰余金の処分について■

未処分利益剰余金（2 億1, 113万円）については、今後の健全な財政運営を図るため、その一部を次のとおり処分（使途を決定）しました。

- ・減債積立金の積み立て 5, 000万円
 - ・建設改良積立金の積み立て 5, 000万円
- 残りの 1 億1, 113万円は平成30年度へ繰り越し

純利益は、老朽化した施設の更新などの設備投資や企業債（施設整備時の借入金）の償還財源として活用していきます。

水道水の安全で確実な給水体制を持続させていくためには、収入の確保を図りながら効率的な事業運営を進めていくことが重要となります。

■事業の概況■

水道の未給水地域における配水管の布設や第 4 浄水場の整備を進めて給水基盤の拡充を図るとともに、老朽化した配水管の布設替えや機械・電気・計装設備などの更新を計画的に実施しました。

また、東日本大震災関連の災害復旧事業については、大船渡駅周辺地区の土地区画整理事業および各地区の道路整備事業に伴う配水管の布設工事を継続して進め、被災地の住環境の整備促進に努めました。

■業務の状況■

			（ ）内は平成28年度比較
・行政区内人口（※4）（A）	30, 723人	（△559人）	
・給水人口（B）	28, 701人	（△451人）	
・給水件数	13, 289件	（△52件）	
・水道普及率（B/A）	93. 4%	（+0. 2%）	
・総配水量（※5）（C）	365. 6万㎡	（△4. 1万㎡）	
・総有収水量（※6）（D）	303. 0万㎡	（△3. 0万㎡）	
・有収率（D/C）	82. 9%	（+0. 1%）	

（ ）内は平成28年度比較

- ・行政区内人口（※4）（A） 30, 723人（△559人）
- ・給水人口（B） 28, 701人（△451人）
- ・給水件数 13, 289件（△52件）
- ・水道普及率（B/A） 93. 4%（+0. 2%）
- ・総配水量（※5）（C） 365. 6万㎡（△4. 1万㎡）
- ・総有収水量（※6）（D） 303. 0万㎡（△3. 0万㎡）
- ・有収率（D/C） 82. 9%（+0. 1%）

新県道（赤崎地区）の整備に併せて配水管を布設しました



復興工事に伴い配水管の布設替えを行いました



■平成29年度の主な建設改良事業

①未給水地域解消

猪川町字藤沢口地内で第4 浄水場の整備に着手しました。また、日頃市町字小森地内などに送配水管を布設しました。

▽工事件数 11 5 件

▽総工事費 11 9, 3 0 5 万円

▽布設総延長 11 7 8 0 m（口径50～100 mm）

②良質で安全な水の安定供給

配水管の布設替え

老朽化した配水管および復興工事などに伴い支障となる配水管の更新工事などを実施しました。

③東日本大震災からの復旧

大船渡駅周辺地区土地区画整理区域や道路整備区域に配水管を布設しました。

▽工事件数 12 件

▽総工事費 3 億1, 3 7 5 万円

▽工事件数 11 6 件

▽総工事費 11 7, 1 4 9 万円

▽布設総延長 11 7 4 1 m（口径50～200 mm）

○設備の更新

第1 浄水場ろ過池改修工事や第2 浄水場の水道施設の機械・電気・計装設備などの更新工事を実施しました。

▽工事件数 11 3 件

▽総工事費 11 2 億7 2 9 万円

○未処分利益剰余金（※1）

経営活動により生じた利益で、特定の使途使い道が定まっていらないもの

○減債積立金（※2）

企業債（借り入れ）の償還の財源に充てるための積立金

○建設改良積立金（※3）

建設または改良工事などを行うための財源に充てるための積立金

○行政区内人口（※4）

簡易水道給水区域の三陸町全域と赤崎町合足地区を除いた人口

○総配水量（※5）

配水池から配水管に送り出された水量

○総有収水量（※6）

1 年間の料金徴収の対象となった水量

用語解説

▽布設総延長 11 5, 7 6 3 m（口径50～300 mm）

※平成29年度に契約した工事のうち6 件については、平成30年度に繰り越しています。

平成29年度 水道事業会計決算

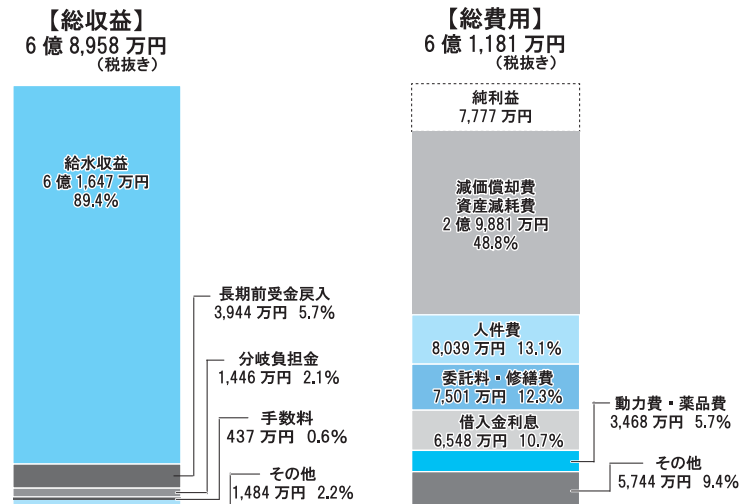
9 月に開催された市議会第 3 回定例会において、平成29年度の水道事業会計決算が認定されました。経営収支の状況は、人口減少などにより給水収入が減少する一方、一部の費用が増加したことから、当年度の純利益は前年度より6, 032万円少ない7, 777万円となりました。

当年度未処分利益剰余金（※1）は2 億1, 113万円となり、このうち、減債積立金（※2）と建設改良積立金（※3）にそれぞれ5, 000万円を積み立て、残りの 1 億1, 113万円は平成30年度へ繰り越しました。

▷問い合わせ先＝水道事業所庶務係（内線 ☎202）

水道事業会計は、公営企業として、市の会計から独立した経理処理をしており、料金収入によって水道施設の日常的な維持・管理などを行うための「収益的収支」と、水道施設の建設や改良更新工事などを行うための「資本的収支」に分かれています。

収益的収支 ≪水道事業を運営するための収益と費用≫



総収益は、水道料金収入や水道の新たな設置に伴う工事検査手数料、および分岐負担金が減少したことなどから、前年度より1, 212万円少ない6 億8, 958万円となりました。

総費用は、建設改良事業による配水管の布設替えなどに伴う減価償却費や資産減耗費が増加したことなどから、前年度より4, 821万円多い6 億1, 181万円となりました。

この結果、総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は、前年度より6, 032万円少ない7, 777万円となりました。

資本的収支 ≪水道施設を整備するための財源と費用≫

収入は、水道施設整備事業や配水管の布設替えなどの改良更新事業に充てるための企業債（借入金）や災害復旧事業に対する国庫補助金などで、前年度より1, 537万円多い5 億6, 424万円となりました。

支出は、水道施設の新規整備事業や既存施設の改良更新事業、震災関連の災害復旧事業に伴う費用、企業債元金の返済などで、前年度より7, 781万円多い9 億5, 317万円となりました。

収入の不足分3 億8, 893万円は、減価償却費など現金の支出を伴わない留保資金で補てんしました。

